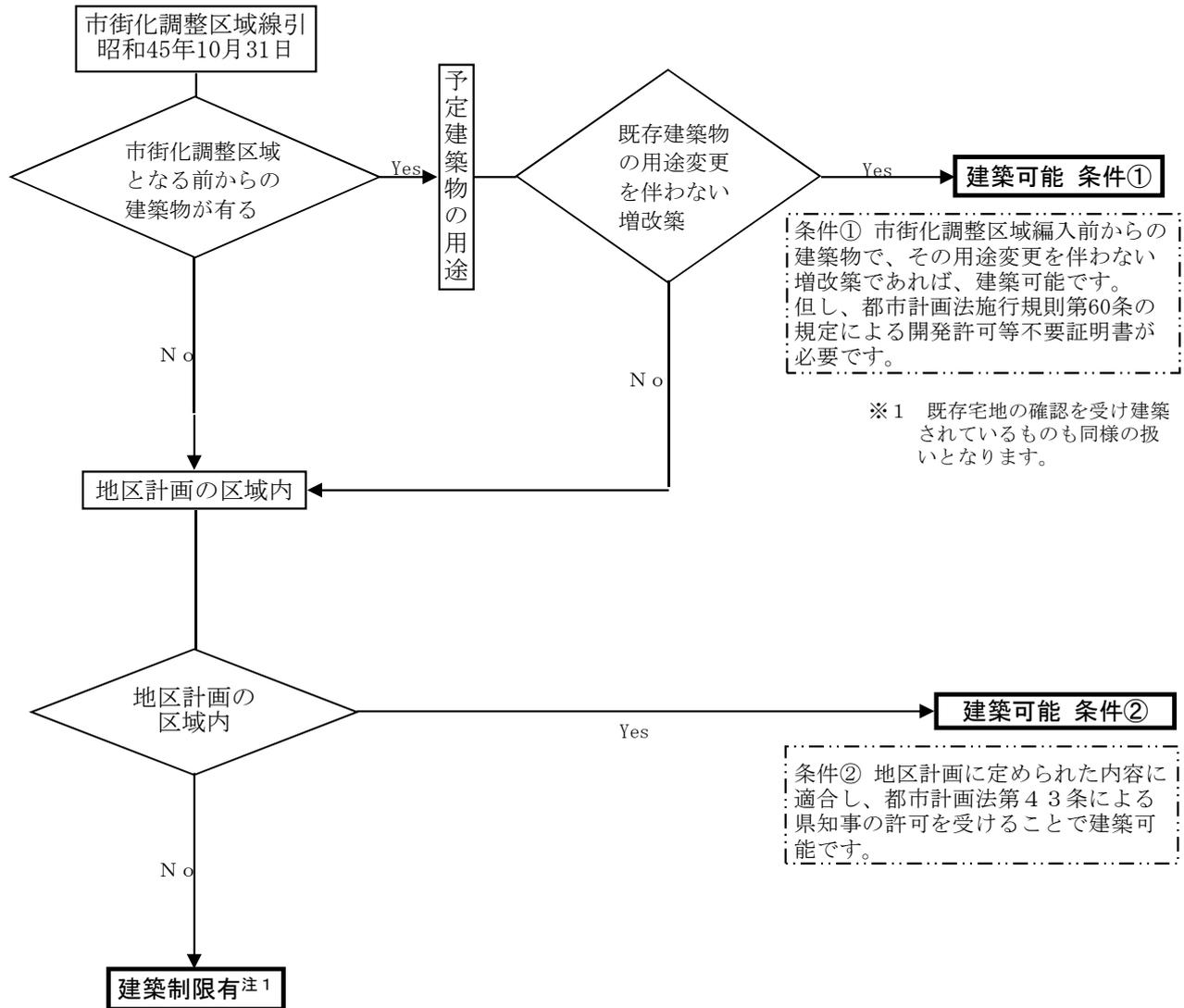


市街化調整区域における建築について

芦屋市都市政策部都市戦略室まちづくり課

市街化調整区域において建築行為を行う場合は、下記フローにより建築可能か確認してください。
また、建築が可能になった場合でも条件がありますのでご注意ください。



注1：建築制限とは、都市計画法第43条による建築制限を受けるということです。

なお、奥山地区第2～4工区については、旧住宅地造成事業に関する法律第4条の認可を受けて行った開発区域なので都市計画法第43条第1項第4号により建築可能です。

その他ご不明な点は、まちづくり課窓口若しくは宝塚土木事務所まちづくり建築課(TEL0797-83-3192)へお尋ね下さい